



2025年5月2日

各 位

会 社 名	三菱商事株式会社
代表者名	代表取締役 社長 中西 勝也 (コード：8058、東証プライム)
問合せ先	広報部 報道チームリーダー 平山 康司 (03-3210-2171)

当社取締役等に対する信託スキームを用いた株価連動型株式報酬制度の導入のお知らせ

当社は、株主の皆さまとのより一層の価値共有、当社の将来にわたる持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた取組みの更なる強化に繋げることを最大の目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち業務執行を担う取締役（以下「対象取締役」という）、及び当社執行役員（以下、総称して「取締役等」という）を対象として報酬制度を改定いたします。その内、新たなインセンティブ・プランとして、信託を用いた株価連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入を本日開催の取締役会において決議し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額に関する議案とともに、本制度に関する議案を2025年6月20日開催予定の2024年度定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

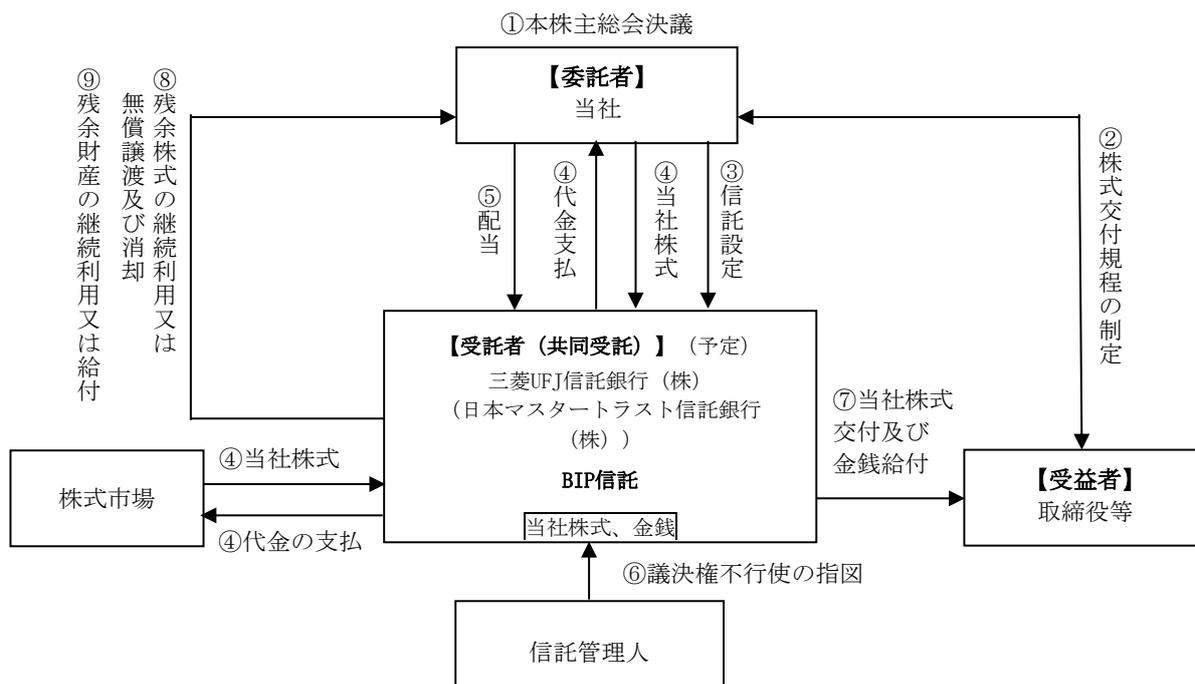
(1) 当社は、株主の皆さまとのより一層の価値共有、当社の将来にわたる持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた取組みの更なる強化に繋げることを最大の目的として、本制度を導入いたします。

なお、本株主総会での承認可決を条件として、権利行使価格を1円とする中長期株価連動型株式報酬（株価条件を付した株式報酬型ストックオプション）としての新株予約権については、今後、取締役等への新規の発行を行わないこととします（海外在勤のため割当てを留保しているストックオプションを除きます）。

(2) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位及び業績の達成度等に応じて、当社株式又は当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を取締役等に交付又は給付（以下「交付等」という）する制度です。

(3) 本制度の導入は、本株主総会において対象取締役に対する本制度の導入について承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程（以下「株式交付規程」という）を制定します。
- ③ 当社は対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得に必要な原資については本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とするBIP信託（以下「本信託」という）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（第三者割当による自己株式の処分又は新株式の発行）又は株式市場から取得します。対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式として本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 受益者要件を満たす取締役等は、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中における業績の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式がある場合、取締役会決議により信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として、本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について付与される下記3(5)に定める株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。ただし、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得に必要な原資については下記3(7)に定める上限の範囲内とします。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、当初の対象期間は2028年3月31日までの3事業年度とします。

なお、下記(4)②による本信託の継続が行われた場合には、以降も3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が抛出する金員の上限及び対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、原則として対象期間経過後に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益権確定手続きを経た上で、下記(5)に定める株式交付ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 毎年一定の時期に取締役等であること（制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む）
- ② 下記(5)に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ③ 自己都合で退任した者又は在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者若しくは解任された者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

① 当初の信託期間

2025年8月4日（予定）から2028年8月31日（予定）までの約3年間とします。

② 本信託の継続

本信託は、上記①の以降も、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより継続することがあります。その場合、更に本信託の信託期間を対象期間にあわせて延長し、当社は、延長された対象期間ごとに、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得に必要な原資については本株主総会の承認決議の範囲内で追加抛出を行い、延長された対象期間にかかる取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加抛出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、対象取締役に対する交

付等の対象とする残存株式等の金額と、追加拠出される信託金のうち、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得に必要な原資の合計額は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

③ 信託期間の満了時の取扱い（追加信託を伴わない信託期間の延長）

本信託の信託期間（上記②の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、当該取締役等に対する当社株式の交付等が完了するまで、本信託の信託期間延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株又はその換価処分金相当額の金銭を交付等するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイントあたりの当社株式数及び交付等を行う株式数及びその換価処分相当額の上限を調整します。株式交付ポイントは、次の通り算定されます。

取締役等に対して、毎事業年度、役位に応じたポイントを割当てます。対象期間経過後、取締役等に対して割当てたポイントに業績の達成度等に応じた業績連動係数※を乗じて、業績連動ポイント数を算出し、株式交付ポイント数を決定します。なお、対象期間の途中で受益者要件を満たす取締役等が委任契約満了により退任する場合も、対象期間終了後に業績連動係数に応じて、業績連動ポイント数を算出し、株式交付ポイント数を決定します。

※業績の達成度等に応じて一定の範囲で変動します。当初の対象期間における業績の達成度については、当初の対象期間中の当社株主総利回り（Total Shareholder Return (TSR)）を、当該期間中の配当込み東証株価指数（配当込み TOPIX）の成長率で除して算出いたします。また、当初の対象期間における業績の達成度等による変動幅は、50～250%の範囲としております。なお、今後、当該指標及び変動幅は取締役会の決議により変更されることがあります。

(6) 取締役等への当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役等は、対象期間経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、保有する株式交付ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、株式交付ポイント数の一定の割合の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、国内非居住者となることが決定した取締役等は、当該時点において保有するポイント数について、対象期間経過後に算出・決定される株式交付ポイント数に、給付時点の当社株式の株価を乗じた額の金銭の給付を当社から受けるものとします。なお、何らかの事情により本信託による換価処分金相当額の金銭の給付が困難となった場合、換価処分金相当額と同額分を当社から支給すること（以下「キャッシュプラン」という）がありますが、対象取締役への当該キャッシュプランによる支給金額の算定根拠となるポイント数（以下「キャッシュプランポイント」という）と対象取締役に交付が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含

む。)の数の合計は、140万株に当該対象期間の事業年度数を乗じた株式数の範囲内とし、当該キャッシュポイント数に給付時の市場株価を乗じた金額を支給します。

また、取締役等が死亡した場合には、その時点で付与されている株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限及び対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限

対象期間において対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限及び対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、本株主総会決議で承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限 51億円(予定)

(対象期間にかかる本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合算金額)

なお、上記(4)②の本信託の継続を行う場合、当該対象期間において対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員は、1事業年度あたり17億円に対象期間の事業年度数を乗じた額を上限とします。

② 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限 420万株(予定)

(上記の対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、当社の株価推移等を参考に設定)

なお、(4)②の本信託の継続を行う場合、対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数は、1事業年度あたり140万株に対象期間の事業年度数を乗じた数を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、本信託に対し当社が第三者割当として行う新株式の発行を予定しています。ただし、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得に必要な原資及び対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式として本信託が取得する株式数については、上記(7)の株式取得資金及び交付株式数の範囲内とします。

(9) マルス・クローバック条項

取締役等の業務執行に起因して、重大な財務諸表の修正等が発生した場合には、当該取締役等に対し、交付等がなされる予定の当社株式等に係る受益権の没収(マルス)又は交付等した当社株式等又はその換価処分相当額の金銭の返還請求(クローバック)を求めることがあります。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(12) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

業績の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用することがあります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2025年8月4日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 2025年8月4日（予定）～2028年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 2025年8月4日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の金額 | 取締役分 51 億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
執行役員分 129 億円（予定）（同上） |
| ⑬株式の取得方法 | 新株式発行 |
| ⑭株式の取得時期 | 2025年8月4日（予定） |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上